

むつ市空き家等利活用推進事業補助金 Q & A

Ver. 190718

《むつ市空き家等利活用推進事業補助金について》

Q 1. 補助金を受ける際の条件等がありますか。

A 1. むつ市空き家等利活用推進事業補助金を受けるには、以下のⅠ～Ⅲの条件を満たす必要があります。

Ⅰ. 補助対象物件の購入

むつ市立地適正化計画で定める居住誘導区域内に所在し、且つ、むつ市空き家・空き地バンクに登録された空き家又は空き地を購入すること

※居住誘導区域については市ホームページむつ市立地適正化計画のページをご覧ください。

Ⅱ. 補助対象者となる方

(1) 補助対象物件である空き家を購入する方

(2) 補助対象物件である空き家を購入後に解体し、解体後速やかにその敷地に住宅を新築する方

(3) 補助対象物件である空き地を購入し、購入後速やかにその土地に住宅を新築する方

※上記(1)～(3)のいずれかに該当し、且つ、5年以上居住する意思のある方に限ります。

Ⅲ. 上記Ⅰ、Ⅱを満たし、且つ、次の(4)～(9)のいずれにも該当しない方

(4) 法人

(5) 居住誘導区域内に所在する住宅から補助対象物件に転居する方(ただし、転居前の住宅に親族等が引き続き居住する場合を除く)

(6) 市税を滞納している方

(7) 暴力団の構成員又は暴力団に関係すると認められる方

(8) むつ商工会議所が行う空き店舗助成事業による助成を申請している方又は助成の決定を受けた方

(9) 上記(4)～(8)に掲げる方のほか、市長が不適當であると認める方

Q 2. 補助金の交付を受けるといくらもらえるのですか。

A 2. 平成31年度は補助対象経費の全額又は、50万円のいずれか少ない額を交付します。補助金には予算がありますので、補助金の交付をお考えの方はむつ市コンパクトシティ推進室へご相談ください。

Q 3. 補助金は何に使ってもいいのですか。

A 3. 補助対象経費は以下の（i）～（iii）に定められています。

（i）空き家（敷地を含む）の購入費用

（ii）空き家（敷地を含む）の購入費用、購入後の解体費用、解体後の住宅新築費用

（iii）空き地の購入費用、購入後の住宅新築費用

なお、補助金交付申請時に上記（i）～（iii）のいずれかを選択していただきます。

Q 4. 補助金交付申請の流れはどうなりますか。

A 4. 補助金交付までの流れは以下のようになります。

事前相談の実施

コンパクトシティ推進室へご相談下さい。補助金の対象となるかを事前相談により確認します。

補助金の交付申請

交付対象となる場合は『補助金交付申請書』と必要書類をコンパクトシティ推進室へ提出して下さい。

補助金の交付決定

申請書の内容について審査を行い、補助金交付が適当であると認めるときは、『補助金交付決定通知書』により通知します。

申請内容の変更

申請内容を変更しようとするときは『補助金事業変更承諾申請書』をコンパクトシティ推進室へ提出して下さい。

事業の中止

補助事業を中止する場合は『補助金事業中止承諾申請書』をコンパクトシティ推進室へ提出して下さい。

実績報告

補助事業が完了したときは『補助金事業完了実績報告書』と必要書類をコンパクトシティ推進室へ提出して下さい。

補助金額の確定

提出されて実績報告書をもとに補助金額を確定し、『補助金交付額確定通知書』で通知いたします。

補助金の請求

『補助金請求書』をコンパクトシティ推進室へ提出して下さい。

補助金の交付

補助金を指定された金融機関へ振り込みます。

Q 5. 借家から空き家・空き地を利活用した戸建て住宅への引越しを考えているのですが、補助対象になりますか。

A 5. 借家に住まわれている方が住宅を購入する場合、引越し後の住所が居住誘導区域内であれば、現在の住所が居住誘導区域内外にあるかに関わらず、補助金の対象となります。また、現在の住所が居住誘導区域内であっても、世帯分離した場合、補助の対象となります。

世帯分離の有無	現在の住所	引越し後の住所	補助金対象
あり	居住誘導区域外	居住誘導区域内	対象
	居住誘導区域内	居住誘導区域内	対象
なし	居住誘導区域外	居住誘導区域内	対象
	居住誘導区域内	居住誘導区域内	対象外

※借家にお住まいの方が居住誘導区域内の空き家・空き地を購入する場合、世帯分離の有無は問いません。

Q 6. 建売住宅購入の場合も補助対象になりますか。

A 6. 不動産業者が所有する物件についてもバンク登録が可能なため、建売住宅購入の場合も補助の対象となります。ただし、新築の場合は竣工から5年以上経過しているものに限ります。

(当補助金は単なる新築補助ではありません。5年という括りは、5年おきにある住宅・土地統計調査で、新築・中古を問わず、人が住んでいない物件が空き家と見なされるためです。)